

3 輸国第 1979 号-3  
令和 3 年 10 月 21 日

北海道農政事務所長 殿  
各地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の  
別紙の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射線物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられており、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ZZ-02 「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」（以下「別紙 ZZ-02」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州連合（以下「EU」という。）による当該規制措置の変更に伴う別紙 ZZ-02 の改正について、「「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について」（令和 3 年 10 月 7 日付け 3 輸国第 1979 号-1）により通知したところですが、スイス及びリヒテンシュタインについても、EU、北アイルランド及び EFTA（ノルウェー及びアイスランド）と同日で規制措置が変更され、令和 3 年 10 月 10 日以降の日付で発行される輸出証明書については、改正後の別紙 ZZ-02 の別記様式 2-8-1 により発行することとなりましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、管轄自治体への周知についてもお願いいたします。